

別表2 ネーミングライツ応募対象施設の愛称表示等・愛称使用に伴う費用の負担

No.	(1)施設の名称	(2)愛称表示が可能な表示物	(3)愛称使用に伴う費用を負担すべき者(市又は命名権者)						
			命名権料	敷地内既設看板、敷地外既設看板	敷地内新規看板、敷地外新規看板、道路標識の表示の変更に要する費用(企画、制作、設置、保守管理等を含む。)*	契約期間終了後の原状回復に要する費用	応募や現地見学に要する費用	市の印刷物、ホームページの表示変更に要する費用	その他の費用
1	高松市立仏生山公園	(1) 敷地内看板 12箇所(別紙「看板等位置図」) (2) 敷地周辺の道路標識 (3) 市の印刷物、パンフレット、ホームページ等 (4) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
2	高松市立東部運動公園	(1) 敷地内看板(別紙「看板等位置図」) ア 正面玄関 1箇所 イ 敷地内案内看板 26箇所 (2) 敷地周辺の道路標識 (3) 市の印刷物、パンフレット、ホームページ等 (4) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
3	高松市立橘ノ丘総合運動公園	(1) 敷地内看板 10箇所(別紙「看板等位置図」) (2) 敷地周辺の道路標識 (3) 市の印刷物、パンフレット、ホームページ等 (4) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
4	高松市亀水中央公園	(1) 敷地内看板 4箇所(別紙「看板等位置図」) (2) 敷地周辺の道路標識 (3) 市の印刷物、パンフレット、ホームページ等 (4) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
5	高松市立御山公園	(1) 敷地内看板 3箇所(別紙「看板等位置図」) (2) 敷地周辺の道路標識 (3) 市の印刷物、パンフレット、ホームページ等 (4) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定

* 既存看板の撤去、変更及び看板の新設並びに期間終了時等の原状回復については、本市との協議が完了後、費用負担者が発注、施工するものとします。